

京都市告示第565号

平成23年8月19日付けで認可した栗栖町町内会について、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年2月10日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

平成29年8月10日から 平成30年5月21日まで	京都市北区紫竹栗栖町1番地の8
平成30年5月22日から 令和元年5月18日まで	京都市北区紫竹栗栖町23番地の3
令和元年5月19日から	京都市北区紫竹栗栖町43番地の5

2 代表者の氏名

平成29年8月10日から 平成30年5月21日まで	今井 彰
平成30年5月22日から 令和元年5月18日まで	藪田 均男
令和元年5月19日から	小池 正樹

3 代表者の住所

平成29年8月10日から 平成30年5月21日まで	京都市北区紫竹栗栖町1番地の8
平成30年5月22日から 令和元年5月18日まで	京都市北区紫竹栗栖町23番地の3
令和元年5月19日から	京都市北区紫竹栗栖町43番地の5

(文化市民局地域自治推進室)